

合併協議会だより

第7号

2004.6.1

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち



五城目町朝市

議会議員の定数・任期の取扱いについて

在任特例を適用、定数は24人、選挙区は設けないことを確認しました。
在任特例の適用期間1年は合意できず継続協議となりました。

新町名称の名付け親賞等の抽選が行われ、53名の方が当選されました。

5月24日、五城目町役場正庁を会場に第7回合併協議会が開催されました。

協議に入る前に、新町名称の応募者の中から名付け親賞、ありがとう賞の抽選が行われ、名付け親賞には各町から1名ずつの3名の方が選ばれました。

会議では、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、新町での定数を24人とし選挙区は設けないこと、現在の3町の議会議員52人は引き続き在任するとした在任特例を適用することが確認されましたが、その期間を1年間とすることについては、住民代表委員側との合意ができず継続して協議することとしました。



目次

第7回合併協議会	2~6
名付け親賞等の抽選結果	7
合併協定項目一覧表、お知らせ	8

第7回合併協議会

5月24日、五城目町役場正庁において第7回合併協議会が開催されました。

会議では、継続協議となっている議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、一般職の職員の身分の取扱いの3項目や前回提案された公共的団体等の取扱いなど4項目の合わせて7つの協議事項についての話し合いが行われ、字名の区域及び名称の取扱いなど新たに2つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。

協議された事項

継続協議となっている3項目のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、定数を24人とするなどが確認されましたが、在任特例適用期間は、継続して協議を行うこととしました。また、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、提案どおり確認され、一般職の職員の身分の取扱いについては、臨時職員などの取扱いについて確認する必要があることなどから継続して協議を行うこととしました。

らして定数が多いとする意見などがあつたことから、継続して協議を行うこととしていました。

今回の会議では、これまでの議論を踏まえ、前回提案している次の調整内容により協議が行われました。

- ①五城目町、八郎潟町、井川町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新町の議員として在任する。なお、在任特例適用期間は、1年とする。
- ②在任特例適用後の新町の議会議員の定数は、24人とする。
- ③在任特例適用後の議会議員の一般選挙については、選挙区を設けないこととする。

【協議結果】

はじめに、各町の議会代表委員から、議会議員全員協議会などでの協議結果として提案された調整内容に対して、異論がない旨の報告があり、この報告を受けて住民代表委員からは、議会代表委員を含まない住民代表委員による話し合いを持ちたいとする発言があつたことから、会議を

一時中断し、別室において3町の住民代表委員9名による話し合いが行われました。

その結果が報告され、協議した結果、新町での議員定数は24人とし選挙区は設けないこと、現在の3町の議会議員52人は引き続き在任するとして在任特例を適用するということが協議会で確認されました。しかし、在任特例適用期間については、住民代表委員側は、6カ月を提案し、合意ができず、継続して協議することとしました。

協議第13号の5 農業委員会の委員

の定数及び任期の取扱い

【提案内容】
前回の合併協議会では、在任特例適用期間を7カ月とし、定数は、選挙による委員18人、選任による委員6人で合計24人とする事で調整内容の提案されましたが、選挙による委員は3町の農業委員会で要請した20人とするべきであるとの意見があり、1人の委員が担当する農地面積などによる業務内容を検討するため、継続して協議を行うこととしました。

協議第12号の5 議会の議員の定数

及び任期の取扱い

【提案内容】

前回の合併協議会では、在任特例を適用して、その期間は1年とし、適用後の定数は24人とする事で提案されましたが、在任特例適用期間が長すぎるとの意見や、人口規模が

今回の会議では、県内の合併協議会における農業委員会の委員定数の協議状況について説明が行われ、前回提案している次の調整内容により協議が行われました。

- ① 新町に1つの農業委員会を置く。
- ② 五城目町、八郎潟町、井川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。なお、在任特例適用期間は、7カ月とする。
- ③ 選挙による委員が在任特例適用期間中は、選任による委員の定数を6人とする。
- ④ 在任特例適用後の新町における農業委員会の選挙による委員の定数は18人とし、選任による委員の定数は6人とする。
- ⑤ 在任特例適用後の農業委員会の選挙区の数は、現在の町を単位とする3選挙区とする。

ただし、選挙区ごとの委員の定数は、登録選挙人の数により新町において調整する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第18号の2 一般職の職員の身分の取扱い

【提案内容】

一般職の職員の身分の取扱いについては、法令に基づき3町の職員を新町に引き継ぐことや、職員の定員管理に努め、給与は速やかに統一することとして提案されていますが、新町の職員数については、漠然と定員管理の適正化に努めるとするのではなく、具体的に類似団体の職員数を目安とすべきであるとの意見や合併を見据えた自助努力も必要であるとの意見、また、一般職の他にアルバイトなどの臨時職員の取扱いについても協議するべきであるなど多くの意見があったことから、継続して協議を行うこととしていました。

今回の会議では、3町の現在の職員の配置状況などについて説明が行われました。

◎ 3町のアルバイトなどの臨時職員数比較

(H16.4.1現在)

区分	五城目町	八郎潟町	井川町	備考
臨時雇員	15	—	—	調理員など。共済・退職組合加入
嘱託員	13	—	6	児童館厚生員など。井川町は非常勤特別職
アルバイト、パート	79	37	17	事務補助員、作業員など
業務委託	—	—	13	委託により施設管理などを行う職員
合計	107	37	36	

【協議結果】
五城目町の共済組合退職組合に加入している臨時雇員の身分の取扱いや、開発公社が管理運営している観光施設への人件費負担などについて多くの意見が出され、五城目町は合併前に自助努力として取り組む内容などについて整理するべきであるとし、この結果を踏まえて定数削減や組織機構などとあわせて継続して協議することとなりました。

◎ 3町の一般職の部門別職員数比較

(H16.4.1現在) ※臨時職員は含まない

区分	五城目町	八郎潟町	井川町	
普通会計	議会	2	2	2
	総務企画	38	21	20
	税務	8	6	4
	民生	24	4	16
	衛生	11	7	8
	農林	14	6	6
	商工	7	1	1
	土木	11	4	3
	小計	115	51	60
	特別行政	教育	21	15
消防	24	—	—	
小計	45	15	15	
合計	160	66	75	
企業会計	診療所	—	—	9
	水道	8	4	4
	下水道	2	2	2
	その他	9	5	4
合計	19	11	19	
総合計	179	77	94	

協議第24号 公共的団体等の取扱い

【提案内容】

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について次の区分により調整に努めるものとして、次のとおり提案されました。

①各町共通の団体について

- (1) 2町、3町共通の団体は、できる限り合併時に統合できるとともに調整に努める。
 - (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- ②各町独自の団体について
原則として現行のとおりとし、必要に応じて新町において調整する。

公共的団体等とは、農協や

森林組合などの協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、

青年会、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むすべての団体で、法人であるか否かは問わないとされています。

3町の共通の団体として

は、町内会長会、社会福祉協議会、防犯協会、交通安全母の会、老人クラブ連合会、商工会、体育協会、芸術文化協会、婦人会などたくさんの方がいます。

【協議結果】

公共的団体については、町が条例により設置している団体、町の補助を受けて活動している団体、町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体、町の事業に大きく関与している団体の4つの基準により分類され、統合については個別に調整に努めるとした事務局の捉え方に対して、町が法令等の規定に基づき設置している交通安全対策協議会などの町の附属機関については、設置が必要であれば当然条例により統合されて設置されるものであることから、一般的にいう公共的団体とは異質なものであるなどの意見があったた

め、あらためて公共的団体の捉え方を整理し、分類の仕方、例示した団体などを精査する必要があるとのことで、継続して協議することとした。

協議第25号 条例、規則等の取扱い

【提案内容】

3町の条例などは、行政事務の根幹となるものですが、対等合併により新町が誕生する場合には、旧町の条例や規則などは、すべて効力を失うこととなるので、新たな条例・規則等を制定・施行する必要があります。そのため条例などの制定にあたっての取扱いについて、次のとおり提案されました。

条例・規則等の制定・施行にあたっては、合併協議会で協議・確認された協定項目の調整内容に基づき、新町における事務事業に支障をきたさないよう次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分又は職権により、

- 即時制定し施行するもの
- (2) 合併後も一定の地域に引き続き暫定的に施行するもの
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの

即時制定し施行するもの

は、合併を挟んでもなお一時の空白も許されないような継続性のあるもので、例えば法令により制定が必要な「災害対策本部条例」や新町の組織に関する「課設置条例」などがあります。

暫定的に施行するもの

は、新町の条例などが制定されるまで旧町の条例などを引き続き施行させるもので、例えば3町の制度に差異があり新町設置日において統合が困難な「介護保険条例」などがあります。

逐次制定し施行するもの

は、町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもので、例えば町長に議案提出権がない「議会委員会条例」などがあります。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とする事が確認されました。

協議第26号 交通関係事業

【提案内容】

3町における交通安全対策やバス路線等の運行確保のため、新町における組織の統合、施設整備などについて、次のとおり提案されました。

- ① 交通指導隊については、合併時に統合し、新町において条例化して新たに組織する。なお、合併初年度に限り、現隊員を新町に引き継ぎ活動を継続することとするが、平成18年度からは定数を25人以内、任期を2年として、新たな体制で組織する。
- ② 交通安全計画については、新町において新計画を策定する。
- ③ 交通安全対策会議及び交通安全対策協議会については、それぞれ新町において新たに設置する。

④ 交通安全母の会については、合併時に統合する。

⑤ 生活バス路線維持等の公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

⑥ 五城目地区交通安全協会及び五城目地区交通指導隊連合会については、新町において新たに加入する。

⑦ 交通安全施設の整備については、関係機関と協議のうえ新町においても整備に努める。

交通指導隊は、町の道路交通の安全を保持するため警察や交通安全協会などと連携し交通事故防止のため交通の安全指導などを行っています。その任期は2年で隊員は現在3町で37人（五城目町15人、八郎潟町12人、井川町10人）となっています。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とする事が確認されました。

協議第27号 建設関係事業

【提案内容】

3町における道路除雪、街灯管理、町営住宅整備などについて、次のとおり提案されました。

① 道路除雪については、現行のとおりとし、新町において道路除雪計画を策定し、効率的に実施する。

② 街灯設置管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において調整し、新たな管理基準等を策定する。

③ 町営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、安定した住宅供給に資するよう整備に努める。

④ 認定町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において新たな町道認定基準を策定する。

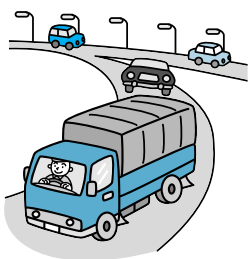
⑤ 都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

道路除雪は、3町における機械の保有や業者対応、直営・委託方式などの作業形態に違いがあることから、一挙に変えることによって質の低下が懸念されるため、合併初年度は現行どおり行ない、合併次年度に向けて委託方法などの調整を図ります。

街灯設置管理は、3町において管理を町が行っているものと町内会が行っているものがあり、また、その維持管理や電気料の支払いなどに違いがあることから、現行のとおり引き継ぎ、合併後1年から3年をかけて調整を行い、徐々に統合します。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とする事が確認されました。



提案された事項

今回の合併協議会で協議される、字名の区域及び名称の取扱い、使用料・手数料の取扱いの2つの案件についての調整案が提案されました。

協議第32号 字名の区域及び名称の取扱い

【提案内容】

字（小字）の区域及び名称は原則として従前のおりとし、大字名については地域の実情や住民の意向を尊重しながら合併前に現町において調整する。

協議第33号 使用料・手数料

の取扱い

【提案内容】

①手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町で差異のある手数料については、合併時に統一する。

(2) 3町で差異のない手数料については、現行のおりとする。

②使用料の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 行政財産使用料については、五城目町の例により、合併時に統一する。

(2) 施設等の使用料については、現行のおりとし、新町において調整する。

※保育料、上下水道使用料、ごみ処理関連手数料、福祉関連手数料、町営住宅使用料などについては各事業の取扱いで別途協議を行うこととしています。



合併協議会の会議の様子

◎ 3町の大字名

五城目町	八郎潟町	井川町	備考
大字数24 東磯ノ目 西磯ノ目 高崎 久保 舘越 上樋口 野田 川崎 小池 浦横町 浦大町 馬場目	大字数6 夜叉袋 真坂 野田 川崎 小池 浦大町	大字数13 今戸 浜井川 北川尻 坂本 井内 大麥 寺沢 施田 赤沢 八田大倉 保野子 宇治木 黒坪	五城目町と八郎潟町で共通の大字名が4つあります。 野田、川崎、小池、浦大町 また、大字名、小字名とも同一のものが5つあります。 野田字下台 川崎字宮花 川崎字高田 小池字岡本下台 小池字桑ノ木関ノ沢

◎ 3町で差異のある手数料の現状と調整案

区分	五城目町	八郎潟町	井川町	調整案	
窓 口	戸籍附票謄本	1通 150円	150円	250円	150円
	住民票謄本	1通 150円	300円	250円	150円
	広域交付住民票謄本	1通 150円	300円	250円	150円
	臨時運行許可	1件 750円	—	—	750円
埋 葬 ・ 墓 地	埋葬・火葬手数料	1件 150円	無料	無料	無料
	墓地管理手数料	年間 2,100円	3,000円	—	現行のおり
	墓地使用許可証再交付手数料	1件 100円	1,000円	100円	150円
	墓地名義変更手数料	1件 —	1,000円	—	150円
そ の 他	認可地縁団体に関する証明	1件 150円	—	—	150円
	情報公開に関する請求	1件 無料	150円	無料	無料
	情報公開に関する公文書の写し	1枚 10円～実費	10円	20円	10円～実費
	督促状手数料	1通 100円	150円	100円	150円

名付け親賞・ありがとう賞の抽選結果

当選おめでとうございます！

1月5日から2月15日まで行いました新町名称の募集には3,303点にのぼるたくさんの方の応募をいただき、新町名候補選定小委員会において9点の作品に絞り込みが行われ、4月27日開催の合併協議会で新町の名称は「湖東町」に決定しました。

新町名称が決定したことから、今回の合併協議会において新町名称の応募に関する抽選が行われ、名付け親賞、ありがとう賞の当選者が決定しました。



名付け親賞抽選の様子

名付け親賞 3名

賞品：5万円の商品券と副賞

名付け親賞には、「湖東町」と応募した263人の中から3町長がそれぞれ1名ずつ抽選を行い、次の3名の方が当選しました。

- 渡辺 寛さん (五城目町)
- 村井 幸子さん (八郎潟町)
- 池田 ひとみさん (井川町)

ありがとう賞 50名

賞品：2千円相当の地域特産品

ありがとう賞には、応募者のうち有効作品として確認された2,947人の中から協議会委員が抽選を行い、次の50名の方が当選しました。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 瓜林 研人さん | 三戸 京子さん | 谷村 真央さん | 宮野 亮子さん | 小玉正四郎さん | 八郎潟町 | 伊藤 房子さん | 千葉 久子さん | 佐藤 雅子さん | 藤田 恵さん | 工藤 知紀さん | 小林 友司さん | 島崎 里美さん | 工藤 涼平さん | 舘岡 悦子さん | 荒川 桃一さん | 佐々木誠悦さん | 佐藤絵里香さん | 五城目町 | 佐藤富士美さん | 吉田 ミチさん | 須田 文雄さん | 小玉美穂子さん | 小玉 修士さん | 佐藤 佳介さん | 伊藤 恵美さん | 小武海文恵さん | 湊 洋子さん | 伊藤 美里さん | 石井 麻美さん | 驚谷 啓太さん | 松田 弘治さん | 千田 芳子さん | 小澤 宗平さん | 石井 正雄さん | 伊藤力ネフさん | 小林ひとみさん | 井川町 | 伊藤 美里さん | 石井 麻美さん | 驚谷 啓太さん | 松田 弘治さん | 千田 芳子さん | 小澤 宗平さん | 石井 正雄さん | 伊藤力ネフさん | 小玉ひとみさん | 繁雄さん | 千葉県 | 秋村 修司さん | 西田 覚さん | 高瀬 修さん | 松井 恒雄さん | 三浦 和子さん | 山中 光浩さん | 古川 貞一さん | 米田 凜さん | 大田 宏泰さん | 阿部志津香さん | 相沢 洋子さん | 田浦 泰さん | 芳谷 千晴さん | 村瀬 勝己さん | 小玉 繁雄さん | 千葉県 | 秋村 修司さん | 西田 覚さん | 高瀬 修さん | 松井 恒雄さん | 三浦 和子さん | 山中 光浩さん | 古川 貞一さん | 米田 凜さん | 大田 宏泰さん | 阿部志津香さん | 相沢 洋子さん | 田浦 泰さん | 芳谷 千晴さん | 村瀬 勝己さん |
|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|



ありがとう賞抽選の様子

(受付番号の順番で掲載)

合併協定項目の協議状況 (平成16年5月24日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業			
	2	合併の期日	○	○	◎		25	広報公聴関係事業 (地域情報化事業)			
	3	新町の名称	○	○	◎		26	交流事業 (国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎
	4	新町の事務所の位置	○	△			27	納税関係事業			
	5	財産 (及び債務) の取扱い	○	△			28	消防防災関係事業			
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い (在任特例の適用期間を除く)	○	○	◎		29	交通関係事業	○	○	◎
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		30	窓口業務	○	○	◎
	8	地方税の取扱い (協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い	○	○	◎		31	保健衛生事業			
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△			32	環境対策関係事業			
すり合わせが必要な項目	10	地域審議会					33	ごみ収集運搬業務事業			
	11	特別職の職員の身分の取扱い	○				34	保育事業			
	12	条例、規則等の取扱い	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い			
	13	事務組織及び機構の取扱い					36	児童福祉事業			
	14	一部事務組合等の取扱い					37	障害者福祉事業			
	15	使用料、手数料等の取扱い	○				38	高齢者福祉事業			
	16	公共的団体等の取扱い	○	△			39	その他の福祉事業			
	17	補助金、交付金等の取扱い	○				40	健康づくり事業			
	18	字名の区域及び名称の取扱い	○				41	農林水産業関係事業	○		
	19	慣行の取扱い	○				42	商工観光関係事業			
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		43	勤労者・消費者関連事業			
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		44	建設関係事業	○	○	◎
	22	消防団の取扱い					45	上・下水道事業			
23	行政区の取扱い				46		学校教育事業				
					47	社会教育 (生涯学習) 事業					
					48	町立学校の通学区域の取扱い					
					49	文化振興事業					
					50	コミュニティ施策 (施設) 事業					
					51	その他の事業					
					52	新町まちづくり計画 (協議細目) 策定方針の確認	○	○	◎		

第8回合併協議会開催のお知らせ

日時 平成16年6月29日(火) 午後1時

場所 八郎潟町農村環境改善センター

案件 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (在任特例期間の協議)

一般職の職員の身分の取扱いについて
公共的団体等の取扱いについて
慣行の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて
補助金、交付金等の取扱いについて
農林水産業関係事業について
字名の区域及び名称の取扱いについて
使用料・手数料の取扱いについて など

●協議会はどこでも傍聴できます



編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp